若狭における福井県の「でたらめ行政」を検証する（その22）

河内川（こうちがわ）ダム建設の無駄と無謀 その④

民主党政権の **「できるだけダムにたよらない治水」** 政策を
骨抜きにした国交省河川局官僚と福井県河川課の詐欺的手法（**2**）

(小浜市)　松本　浩

◆ **2010年7月22日**　河内川ダム建設事務所は(株)ニュージェックと同ダムの「治水対策検討・利水対策検討」業務委託契約を締結（2,100 万円）した。

その業務報告書（1,600 ページ）を見ると、冒頭で「国土交通大臣から 9 月 28 日に福井県知事に対してダム事業の検証に係る検討の要請があり、河内川ダムの検証を実施する」旨を述べているが契約や内容には問題点が多い。

1. 国交省の要請による対策案や協議資料作成業務の委託が、その要請の 2 ヶ月以上前に契約されている。

2. 「できるだけダムにたよらない治水」のための対策検討業務を、当のダム建設事務所が建設費を使って委託している。

3. この委託契約「特記仕様書」第 5 条は、「本業務の履行期間としては、平成 23 年 3 月 25 日までとなっているが、主要検討項目である『治水対策案の評価軸に基づく評価』『利水対策案の評価軸に基づく評価』については、主たる検討結果を速やかに（平成 22 年 9 月末を目処に）発注者に提出するものとする。

　また、これらの結果をとりまとめた以下の関係機関協議用資料も作成するものとする。

　①県庁河川課協議資料
　②近畿地方整備局協議資料
　③本庁協議資料　」

として、国交省河川局系官僚への事前報告を義務づけている。

4. 事前報告された「対策案」に、河内川ダム（多目的ダム）とは無関係な**「洪水調節専用目的の場合、いわゆる流水型ダムとして、通常時は流水を貯留しない形式とする例がある」**という文言が挿入されている。

5. 業務報告書の「残事業費 227 億 4,000 万円」の内訳では、「本体工事費」の 13 億 6,300 万円が増額される一方で、「特殊断層処理費」が 2 億 6,100 万円減額され、「地滑り対策費」が 2 億 3,200 万円減額されている。

　また、「測量設計費」が 13 億 6,800 万円増額される一方で、「付替道路費」が 18 億 9,200 万円減額されている。

こうして、河内川ダムを流水型ダムに変更する大枠の方針が、2011 年 6 月の国土交通省への「報告書」に盛り込まれて国の補助金交付継続が決定された。

◇ 流水型ダムについて、西松建設はその著書『**巨大ダムの“なぜ”を科学する**』において、**「穴あきダムを建設するいくつものメリット」**を強調している。

「ダムの基本的な目的は『水を溜めること』である。ところが近年、通称『穴あきダム』と呼ばれる、いわば水を溜める

めない『流水型ダム』が建設されている。

穴あきダムは治水専用ダムの一種で、ダムの一番底部に穴が空いている。そのため、通常時は『河川』であり、水の流れを遮(さえぎ)らない構造になっている。一般的なダムではダムの一番底部に設置されている取水放流設備が現河床よりも高い位置にあり、最低でもその高さまで水が溜まることになる。だが、穴あきダムの場合は、それが河床と同じ高さにあるため、通常は水が溜まらない。

上流と下流がダムによって遮断されないことで、魚類の遡上や生物の行き来が自由にできるのが大きな特徴だ。また、水を溜めないことから、濁りの発生や水質悪化の心配もない。さらに、上流から流れてくる土砂も、そのまま下流に流れていくために、ダム貯水池が土砂で埋まることもない。これはダムの寿命を延ばすことにつながる。

穴あきダムの上流に大雨が降った場合、まずは底部の穴から流れ出る水量が増加する。穴の大きさは変わることがないため、その穴から流れ出る最大数流量には限界がある。ダムの流入量が穴の最大放流量を越えたとき、初めて、貯水池に水をが溜まり始める。つまり、このときから、『ダムの治水機能』が発揮されるということだ」。

この説明は、ダムは完成したものの破砕帯などで水が潜まらないか、あるいは、土砂の流入が激しくて安定した用水を確保できないときに、止むなく流水型ダム（穴あきダム）に変更せざるを得なくなった事業者の使う言い訳のようである。

河内川ダムのように、本体工事にまだ着手していない時点で貯水の危険が予測されるような場合においては、ダム建設そのものを中止すべきが当然である。

水が溜まらないと予測していながら、予

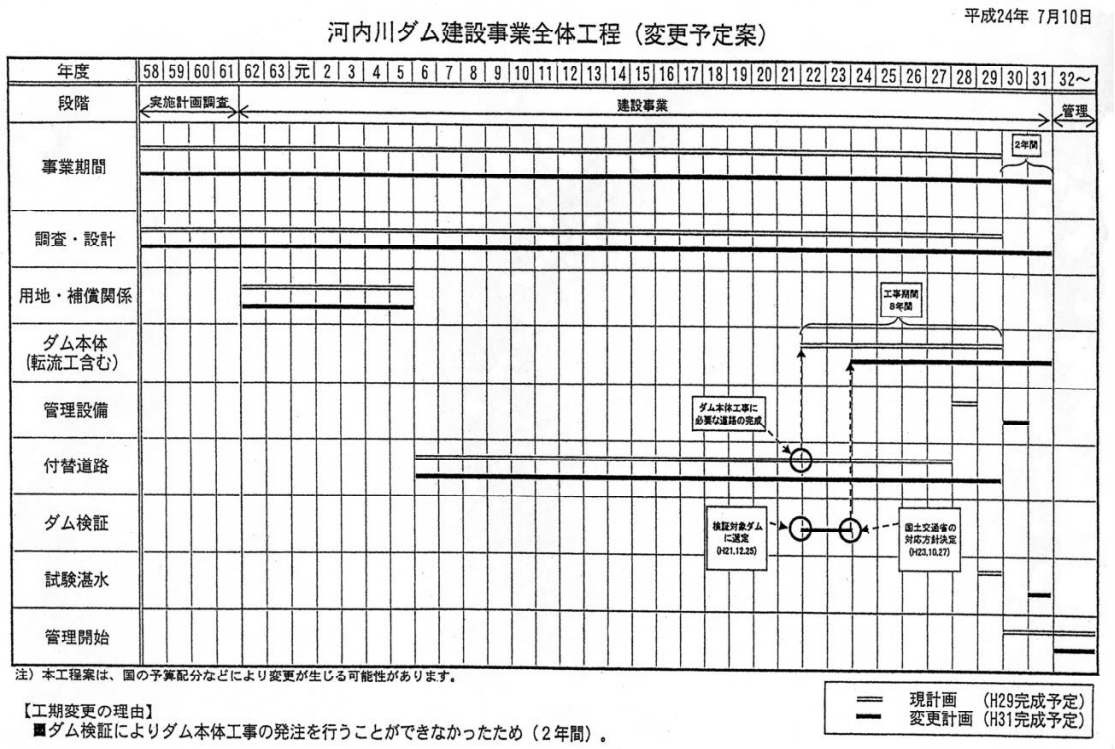

め **穴あきダム** にする計画のもとで重力式コンクリートダムを建設するなどということは許し難い税金のむだ遣いである。

◆ **2011年10月27日**　国土交通省は、福井県の「検証に係る検討の報告書」を承認して補助金交付（90 %）継続を決定し、河内川ダム事業は続行となった。

◆ **2012年7月10日**　福井県は、利水対策で事業に参加している小浜市と若狭町に対して「河内川ダム建設事業の基本協定書の変更」に係る説明会を開いた。

変更内容は　**『国土交通省のダム検証によりダム本体工事の発注を行うことができなかったため、河内川ダムの完成期限を平成30年3月31日から32年3月31日まで2年間延長したい**』というものであった。

その説明会で福井県は、小浜市と若狭町に「河内川ダム建設事業全体工程（変更予定案）」（以下、変更工程表）を示して同意を求め、協力を要請した。

小浜市と若狭町が同意した「変更工程表」（前ページ図）には、ダム本体完成後に河内川ダムを流水型ダムに変更する計画が歪(ゆが)んだ形で設定されていた。

①「変更工程表」における現計画（二重線）の **「ダム本体」終了年度** は捏造(ねつぞう)されており、「２９」年度終了は正しくは「２８」年度終了である。

注）平成20年3月6日の現計画工程表（下図）における「ダム本体」の終了年度は「２８」年度である。

捏造された終了年度「２９」の二重線を消去して「２８」に訂正すると、「ダム本体」工事の延長期間は「２年間」ではなく、実は「３年間」だと分かる。

同様に「ダム本体」の工事期間も「６．５年間」が「８年間」に捏造されている。

② ダム本体工事を「３年間」延長しても、

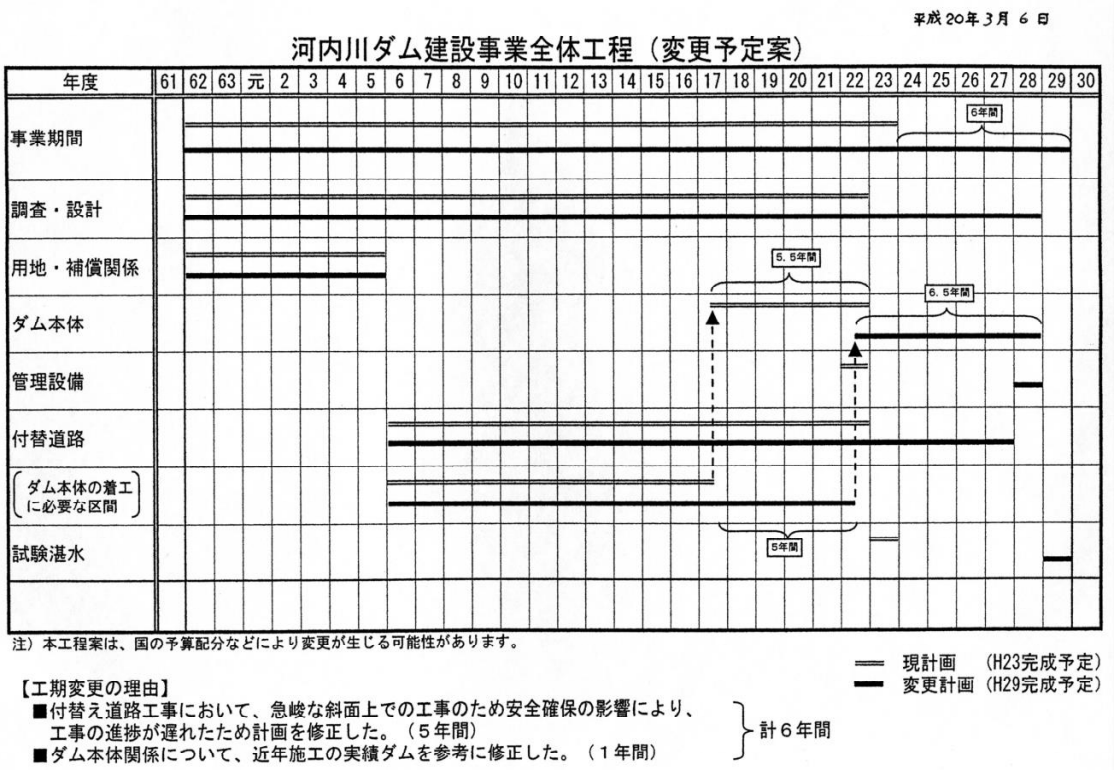

「事業期間」延長の「２年間」はそのまま変わらないが、それは本体完成後の「試験湛水(たんすい)」が事業期間から除外されているからである。

注）試験湛水　ダム本体完成後に満水（800万トン）まで水を溜めながら、湛水によって強力な水圧を受けるダム本体の変化や状態を観察し、貯水池の山腹が初めて受ける水圧で崩壊したり水漏れしたりしないかを確かめる。満水した水は再び底部まで抜き取って山腹の状態を検査するのである。

試験湛水の無事終了と試験合格をもってダム事集は初めて完成となる。

しかるに、「変更工程表」の「試験湛水」は「本体工事」と同時並行になっており、湛水の実施は不可能である。仮に、「試験湛水」を本体完成後の「３２」年度に表示してみると、「事業期間」は３年間延長の「３２年度」終了となり、変更「基本協定書」の完成年度（３１年度）とは矛盾することになる。

したがって、河内川ダムは「試験湛水」を実施しない計画となっている。

③「試験湛水」を実施しないということは「水を溜めないダム」への変更、つまり、河内川ダムを治水（洪水調節）専用ダムにすることを意味し、小浜市や若狭町が巨費を投じて新しい浄水場を建設する条件も必要もなくなることを意味する。

延期「２年目」（平成３０年度）に重力式コンクリートダムの本体を完成させた段階で、小浜市と若狭町が利水事業からの撤退を表明、延期「３年目」（平成３１年度）には河内川ダムを流水型ダムに設計変更して本体底部に流水（穴あけ）工事を施行するという段取りが設定されたのである。

「**洪水調節**」と言っても、北川の流域面積 210 平方キロ㍍対して、河内川ダムの集水域（下図）は 14. 5 平方キロ㍍（6. 9 %）に過ぎないので、実際は北川下流の洪水調節には何の役にも立たない。

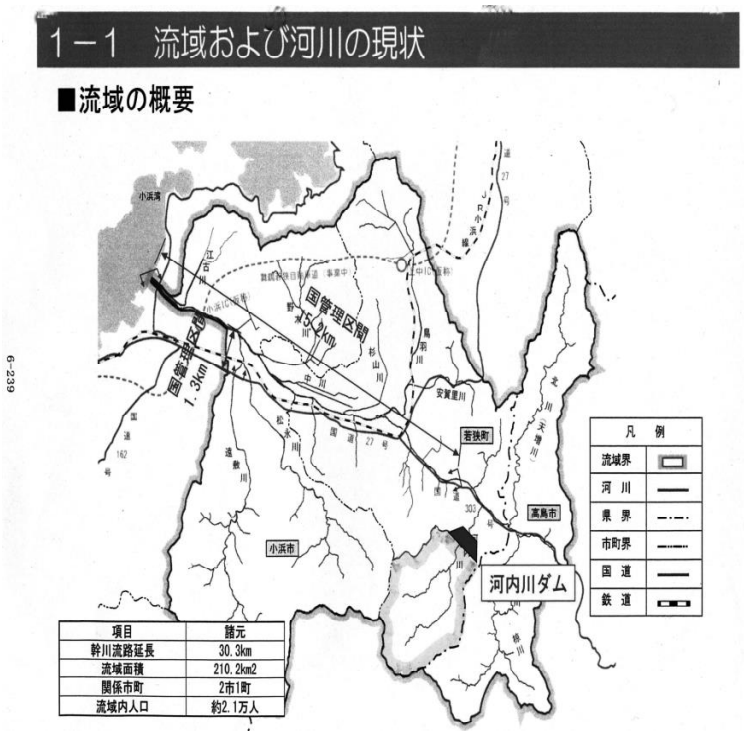

福井県が、詐術(トリック)を弄してまでダム本体の工事延長「３年間」を「２年間」に見せようとしたのは、「穴あきダム工事」の陰謀を明確な形で公文書に残すことに危険(リスク)を感じていたからに外ならない。

◆ **2012年8月28日**　「変更工程表」に基づく「基本協定書（変更)」が締結された。この第 4 回「基本協定書」変更契約により、小浜市と若狭町は国や県の援助を受けながら河内川ダムの利水事業からの離脱を図利、一方、福井県は重力式コンクリートダムの建設工事に入っていく。　（次号に続く）